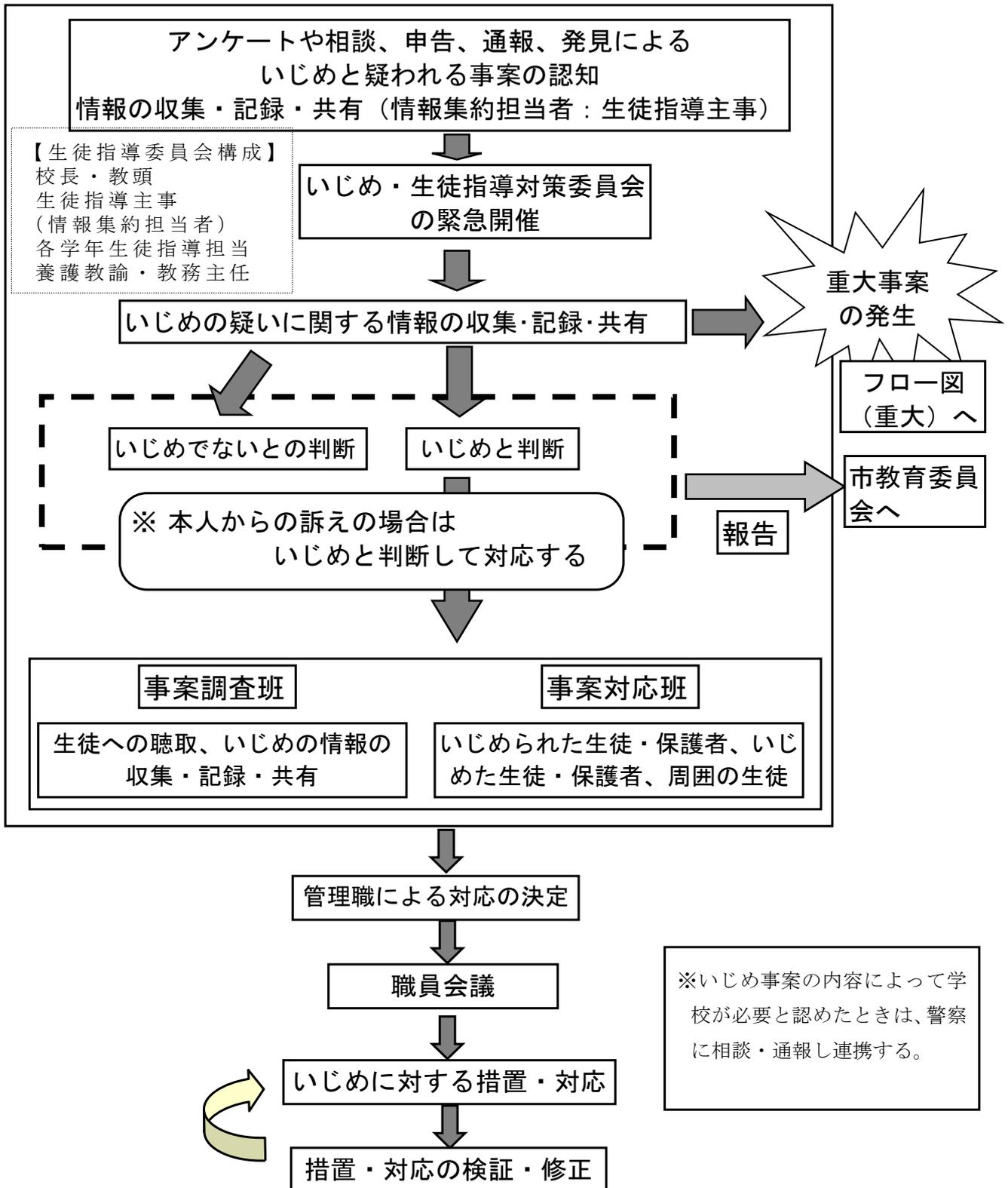


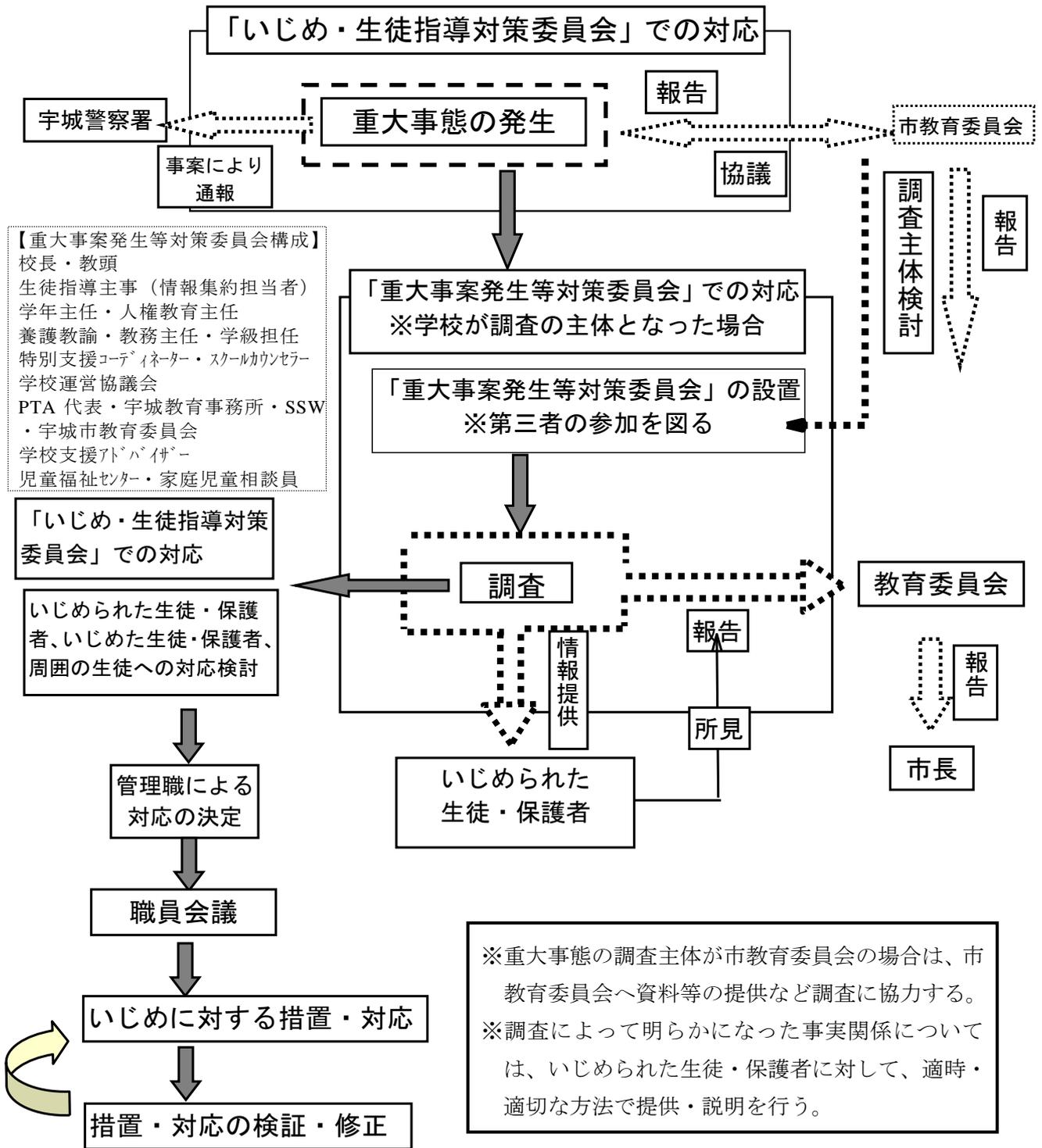
② いじめ事案発生時の基本的な流れ

いじめ事案が発生した時は、迅速かつ組織的に対応することが、いじめによって 受ける生徒や保護者への影響を最小限に抑えることができる。基本的な流れとしては、下図の通りである。

○いじめ事案への対応フロー図（通常）



○いじめ事案への対応フロー図（重大事態）



③ 年間を見通したいじめ防止等指導計画の整備

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。組織体制を整えると同時に、年間指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に対する取組を行うための体制づくりに努める。また、毎月の生徒への「きらりアンケート」の取組も丁寧に真摯に行うよう努める。

(3) 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事案への対処

重大事案が発生した場合には、下記の内容を確実に実行し、関係機関との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行う。

- 速やかに宇城市教育委員会に報告し、指示を仰ぎ、必要に応じて警察等の関係機関へ報告する。校長が中心となり、学校全体で組織的に対応し、適正かつ迅速に事案の解決に努める。
- 事案によっては、学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得たうえで、説明文書の配付や緊急保護者会を開催する。
- 事案によっては、マスコミ対応の必要性もあるため、対応窓口を教頭に一本化し、誠実な対応に努める。